

柏崎あきんど協議会 需要創出支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、域内需要が低下している地場の中小企業等の新たな需要創出を図るため、柏崎あきんど協議会（以下、「協議会」という。）が予算の範囲以内において補助金を交付するものとし、その実施における必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、商品等の販路の開拓、新たな見込み顧客への情報発信、新商品の開発及び消費者指向の情報収集など事業拡大を目的とした取組を行う事業者に対し、補助を行うことにより、事業者の販路開拓を促進し、新たな事業展開や有望な取引先との関係構築を推進させるなど需要創出を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 柏崎商工会議所小売商業部会及びサービス部会のいずれかを主たる所属部会とするもの
 - (2) 柏崎市商工会の会員であって、小売業及びサービス業のいずれかを営むもの
 - (3) 協議会を構成する商店街振興組合、業種組合に属する事業所
 - (4) その他協議会会長（以下、「会長」という。）が認めるもの
- 2 前項各号の定めるもののうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定するもの及び営利を主たる目的としない法人等を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、市税の滞納がない者でなければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとし、2月1日から翌年1月末日までに実施する事業とする。

- (1) 見本市・展示会・商談会
- (2) 新商品開発・新サービス開発
- (3) 市場調査

ただし、回答票又はヒアリング記録の写し全数の提出不可の場合は、補助対象としない。（提出された回答票、ヒアリング記録に対しては守秘義務を負うものとする。）

- (4) 試験的販売

ヒアリング・アンケートを全く伴わない試験的販売、単なる試供品の提供、割引販売（所謂ふるまい）のみの場合は補助対象としない。

- (5) 新たな事業展開・販路拡大に資する設備導入の事業
- (6) その他会長が需要創出に効果があると認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

- 2 消費税の本則課税事業者は税抜額、2割特例、免税事業者及び簡易課税事業者は税込額を補助対象経費とする。

(補助率等)

第6条 前条に規定する補助対象経費にかかる補助率及び上限額は別表2のとおりとする。

- 2 第4条第1項号び同条第4号に規定する補助対象事業を実施する場合、補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、別表2の上限額及び補助対象事業に要する経費の合計額から本補助金以外の収入（出展料、売上金その他これらに類するもの。）を控除した額のいずれも超えないものとする。
- 3 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
- 4 前項の規定により算定した補助金額が3万円に満たない場合は、補助金を交付しない。
- 5 同一の事業者に対し、同一年度内に交付できる補助金額の合計は、前各項及び別表2の規定により算定した額であっても、35万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式により交付申請書を会長が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条による申請書の提出があったときは、審査会を開催し、当該審査会において申請内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。申請者は、審査会に出席し、申請内容についてプレゼンテーションを行わなければならない。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 会長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、別に定める様式により、交付（不交付）決定通知書を申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、補助事業完了後1年間、補助事業の成果状況を把握するため必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該成果の状況について、適宜報告を求めることができる。

(事業の着手)

第9条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、補助対象事業を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ会長の承認を受けて、補助金の交付決定前に事業に着手することができる。

3 前項の承認の申請を行う場合は、別に定める様式により事前着手届を会長に提出しなければならない。

4 前項の承認の申請を行う場合は、別に定める様式により事前着手届を会長が定める日までに提出しなければならない。

(変更の承認)

第10条 補助対象者は、事業内容を変更する場合は、あらかじめ、会長の承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、助成対象経費の減額または助成対象経費相互間における配分の変更であって、増額となる部分が変更前の当該経費20%以内であるものとする。

(事業の中止)

第11条 補助対象者は、やむを得ない理由により事業を中止しようとするときは、速やかに別に定める様式により中止届出書を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象者は事業の完了した日から1か月を経過する日又は補助金交付年度の2月10日のいずれか早い日までに別に定める様式により実績報告書に必要な書類を添えて会長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該書類を審査の上、適当と認められるときは、補助金額を確定し、補助対象者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により確定する補助金の額は、交付決定額を上限とする。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 会長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

- (3) 第 11 条に規定する中止届の提出があったとき。
- (4) その他会長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。
- 2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、別に定める様式により補助対象者に通知するものとする。
- 3 会長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 15 条 本要綱に規定しない事項については、会長が別に定める。

附 記

平成 27 年 6 月 17 日制定
 平成 28 年 6 月 9 日一部改定
 平成 29 年 6 月 9 日一部改定
 令和 5 年 5 月 18 日一部改定
 令和 6 年 5 月 15 日一部改定
 令和 7 年 5 月 15 日一部改定
 令和 8 年 6 月 4 日一部改定

別表 1 補助対象経費

区分	補助対象経費
(1) 見本市・展示会・商談会	会場借上料、出展料、会場設営費、展示装飾費、備品借上料、広告宣伝費、運搬費、商談用サンプル購入費
(2) 新商品開発・新サービス開発	新商品の試作や開発に要する費用（原材料費、外注費）、アドバイザー等への謝金、会場借上料、委託費、広告宣伝費（補助対象経費の 1 / 2 を上限とする。）
(3) 市場調査	調査機関への委託料（個別ヒアリング、書面調査、グループインタビュー等。） ※モニターへの謝金は対象外。
(4) 試験的販売	臨時出店する場合の会場借料、試作品の製造に係る経費、試作品販売に使用するパッケージ、当日配布用ビラ等の印刷費、人件費（申請者本人及び従業員の人件費、旅費交通費は除く。）
(5) 新たな事業展開・販路拡大に資する設備導入事業	顧客に対する商品又はサービスの提供方法の拡充、新商品・新サービスの提供又は顧客利便性の

	向上等を目的として行う設備導入に係る経費、広告宣伝費（補助対象経費の1/2を上限とする。） ※単なる業務効率化や内部管理を目的とする設備導入は対象外。
(6) その他会長が需要創出に効果があると認める事業	内容について事前に協議し、会長が認めた経費

別表2 補助率及び上限額

区分		補助率	上限額
(1) 見本市・展示会・商談会	① 他者が主催する事業への出展	2/3	30万円
	② 自らが主催する事業	2/3	30万円
(2) 新商品開発、新サービス開発		2/3	30万円
(3) 市場調査	① 中小企業診断士等が受託する市場調査	2/3	20万円
	② ①以外が受託する市場調査	1/2	20万円
(4) 試験的販売		2/3	30万円
(5) 新たな事業展開・販路拡大に資する設備導入の事業		2/3	35万円
上記のうち、主たる目的がDX推進・デジタル化に資するもの		3/4	35万円
(6) その他会長が需要創出に効果があると認める事業		1/2	20万円